

## 法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由	郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
R7.12.1	業務変更	変更前	郵便局	067230 平川簡易郵便局	○	茨城県かすみがうら市加茂187	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	067230 平川簡易郵便局	○	茨城県かすみがうら市加茂187	○	○	○	×	○	○	-	
R7.12.1	業務変更	変更前	郵便局	117200 八郡簡易郵便局	○	長野県南佐久郡佐久穂町八郡587	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	117200 八郡簡易郵便局	○	長野県南佐久郡佐久穂町八郡587	○	○	○	×	○	○	-	
R7.12.1	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	128350 新潟北山簡易郵便局	○	新潟県新潟市江南区北山185	-	○	○	×	○	○	-	
R7.12.1	業務変更	変更前	郵便局	238190 西山口簡易郵便局	○	静岡県掛川市成瀧528-2	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	238190 西山口簡易郵便局	○	静岡県掛川市成瀧528-2	-	○	○	×	○	○	-	
R7.12.1	業務変更	変更前	郵便局	317540 南新保簡易郵便局	○	石川県金沢市南新保町リ3-1	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	317540 南新保簡易郵便局	○	石川県金沢市南新保町リ3-1	-	○	○	×	○	○	-	
R7.12.1	住居表示変更	変更前	営業所	438880 河合西簡易郵便局	○	兵庫県小野市河合西町299-1	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	営業所	438880 河合西簡易郵便局	○	兵庫県小野市河合西町城成299-1	-	○	○	×	○	○	-	
R7.12.1	業務変更	変更前	郵便局	718960 錦サンロードシティ簡易郵便局	○	熊本県球磨郡錦町西715-1	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	718960 錦サンロードシティ簡易郵便局	○	熊本県球磨郡錦町西715-1	-	○	○	×	○	○	-	
R7.12.1	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	797140 河地簡易郵便局	○	鹿児島県大島郡伊仙町糸木名749-1	○	○	○	×	○	○	-	
R7.12.8	移転	変更前	郵便局	850730 濑見郵便局	-	山形県最上郡最上町大堀1024	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	850730 濑見郵便局	-	山形県最上郡最上町大字大堀725-11	○	○	○	○	○	○	-	
R7.12.10	契約解除	変更前	営業所	067230 平川簡易郵便局	○	茨城県かすみがうら市加茂187	○	○	○	×	○	○	-	
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由	郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
R7.12.13	廃止	変更前	郵便局	080870	精進郵便局	- 山梨県南都留郡富士河口湖町精進514-45	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	-	-	-	- -	-	-	-	-	-	-	-	
R7.12.13	契約解除	変更前	営業所	557400	白岩簡易郵便局	○ 山口県美祢市大嶺町奥分882-1	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	- -	-	-	-	-	-	-	-	
R7.12.15	移転	変更前	郵便局	248470	久瀬公正簡易郵便局	○ 岐阜県揖斐郡揖斐川町乙原216	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	248470	久瀬公正簡易郵便局	○ 岐阜県揖斐郡揖斐川町乙原236-1	○	○	○	○	○	○	-	
R7.12.20	契約解除	変更前	営業所	627480	出合簡易郵便局	○ 徳島県三好市池田町大利大西7-5	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	- -	-	-	-	-	-	-	-	
R7.12.20	契約解除	変更前	営業所	648000	長谷寄簡易郵便局	○ 高知県安芸郡芸西村西分甲2728-1	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	- -	-	-	-	-	-	-	-	
R7.12.26	契約解除	変更前	営業所	317540	南新保簡易郵便局	○ 石川県金沢市南新保町リ3-1	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	- -	-	-	-	-	-	-	-	
R7.12.27	契約解除	変更前	営業所	067400	野上原簡易郵便局	○ 茨城県常陸大宮市野上750	○	○	○	×	○	×	-	
		変更後	-	-	-	- -	-	-	-	-	-	-	-	
R7.12.27	契約解除	変更前	営業所	847720	野辺地駅前簡易郵便局	○ 青森県上北郡野辺地町上小中野39-15	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	- -	-	-	-	-	-	-	-	
R7.12.30	契約解除	変更前	営業所	527930	鳥取大覚寺簡易郵便局	○ 鳥取県鳥取市吉成3-12-2	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	- -	-	-	-	-	-	-	-	
R7.12.31	契約解除	変更前	営業所	027120	椿ヶ丘簡易郵便局	○ 神奈川県横浜市金沢区富岡西1-34-34	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	- -	-	-	-	-	-	-	-	

## 法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由	郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
R7.12.31	契約解除	変更前	営業所	917290 足寄本通簡易郵便局	○	北海道足寄郡足寄町南六条1-3	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

注1 郵便局及び会社の営業所の別に整理すること。

2 当該郵便局又は当該営業所が簡易郵便局である場合は、「簡易郵便局」の欄に「○」を記入すること。

3 所在地が第四条第五項に規定する過疎地に該当するときは、「過疎地」の欄に「○」を記入すること。

4 (1)から(5)までについては、実施する業務には「○」、実施しない業務には「×」を各該当欄に記入すること。

5 当該郵便局又は当該営業所に関連銀行又は関連保険会社の営業所が併設されている場合は、併設されている営業所に応じて、「関連銀行又は関連保険会社の営業所」の欄に「関連銀行」又は「関連保険会社」を記入すること。その他届出時の状況に応じて備考欄に記入すること。